

パブリック・コメントでの意見に対する審議会の考え方

1 答申(案)全体（概要版、基本的な考え方等）について

主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
● 答申(案)全体（概要版、基本的な考え方等）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案に賛同する。 ・ 制度の見直し内容に賛成である。統一ルールとなっても国任せとせずしっかりと取り組んでもらいたい。 ・ 国から示されたルールを単に受け入れるのではなく、独自に何ができるかを検討し、取りまとめられた答申であり異論はない。 ・ 法律で決められた全国共通ルールだけでなく、独自に条例で「京都市の実情に適う独自の仕組み」を作ることに賛成である。 ・ 京都市の個人情報の取り扱いについて、引き続き、透明性や客観性を重視すべきという点や、できるだけ実情に適う仕組みとすべきという点はその通りである。 ・ 独自の制度を規定することは意味がない。 ・ 改正法の趣旨に照らせば、条例での独自規定は廃止すべきである。 ・ 独自制度を残すことはやむを得ないが、最小限とすべきである。 ・ 全国共通ルールの意義を真摯に受け止め、国の制度を上回る制度とすべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正法では、個人情報の「保護」と「利活用」の調和を図ることを目的に、共通ルールが規定されています。この目的を京都市においても適切に達成するためには、改正法の施行後も本市の実情を踏まえた、利便性、透明性、客観性を重視した円滑な制度運営が求められます。こうしたことから市の実情に適う独自の仕組みを条例で規定することが必要となります。 ・ 京都市には長く個人情報保護制度を運用してきた蓄積があり、市民サービスに直接携わる基礎自治体である、京都市の実情に応じた仕組みを加えることは重要と考えています。 ・ 審議会が提言する独自の仕組みの内容については、改正法で規定される共通ルールと、京都市がこれまで培ってきた個人情報保護制度の趣旨を踏まえて、利便性、透明性、客観性を重視しています。 ・ なお、個人情報保護委員会からは、個人情報の保護と流通に直接影響を与える規定は認められないとの見解が示されていますが、直接影響を与えない手続き的な規定等を条例で定めることは認められています。

2 条例改正事項について

主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
● 項目 1 定義、適用対象	
論点 1 「個人情報」の定義 <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の定義など、ベーシックなことは極力、国の考えに合わせてほしい。それぞれで定義などをすると複雑化するだけだと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の定義について、答申案は改正法の定義と変わるところはありません。
論点 2 要配慮個人情報 <ul style="list-style-type: none"> 法で定める要配慮個人情報以外に、市で条例要配慮個人情報を、追加で定める必要はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行条例では取扱いに配慮がいる個人情報として、思想、信条、宗教、人種、民族、社会的身分、病歴、遺伝子に関する情報等を指定しています。改正法の要配慮個人情報では、これらの項目が要配慮個人情報に含まれています。 条例要配慮個人情報の改正法上の効果は、漏えい時の個人情報保護委員会への報告と本人通知ですが、答申案では、原則として本人通知を行う仕組みを提言しており、条例要配慮個人情報を規定することで生まれる本人通知の効果はすでに組み込まれています。
論点 3 新条例の適用対象 <ul style="list-style-type: none"> 議会も、個人情報保護条例の対象にすることは、賛成。 市議会を実施機関にしてしまったら、議会の自律性を尊重した法律の趣旨に反することにならないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正法が、議会の自律性を尊重し、適用対象から除外した趣旨からすれば、実施機関に含めるか否かも議会の自律的な判断によるのが大前提です。しかしながら、執行機関（市会以外の行政）と市会の仕組みは同様のルールで実施されることがわかりやすいと考えます。 条例を一つにまとめて制定するか、別で制定するかは、審議会として関知するものではありませんが、市民にとってわかりやすく、条例の解釈に支障が生じないことが必要です。
● 項目 2 取扱いの制限	
論点 1 手段の適正性 （意見提出なし）	—
論点 2 本人外収集の制限 <ul style="list-style-type: none"> 本人外収集の制限について新条例に規定する必要はないとしても、個人情報の不意打ち的な利用をしないという意味でも、その原則的な考え方は、今後も大事にすべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正法では「不正な手段による取得の禁止」が規定されており、さらに、「法令と利用目的による保有の制限」、「目的外利用・提供の原則禁止」、「不適正な利用の禁止」の規定とも合わせて、本人の権利利益の侵害やそのおそれのある本人以外の者からの収集は認められないと考えられます。改正法には現行条例と同様の考え方が組み込まれています。
論点 3 目的外利用・提供の制限 <ul style="list-style-type: none"> 目的外利用時に、審議会から意見聴取する「特に必要な場合」は、明確に示すべきではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的外利用・提供するもので、市民の権利利益の観点から専門的知見に基づき審議会の議論を行うべきものは、国のガイドラインと具体的事案の内容を受けて個別に判断することが、より丁寧な案件を取り扱うことになると考えます。
論点 4 電子計算機処理の制限、電子計算機の結合の制限 <ul style="list-style-type: none"> 電子計算機処理に係る審議会の関与は法律に反するのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 改正法第129条により、「特に必要である」ときには、審議会に意見聴取することが認められています。 電子計算機処理を行うにあたって、案件を全件意見聴取することではなく、また審議会の了承を要件にするものでもありません。 なお、審議会の今後の役割については、p. 7「項目 8」の欄を参照ください。

主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
● 項目3 安全管理措置	
<p>論点1 委託・従事者の義務、責任者の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> デジタル化に賛成だが、セキュリティはしっかりとしてほしい。 個人情報適切に管理してほしいが、厳格すぎる制度にならないようにすべきである。また、世の中に役立つ利用をしてほしい。 安全管理が最重要であり、明確な管理体制の構築、情報漏えいが発生しないよう検討し整備されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理措置については、改正法において、行政機関等が保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることが規定されています。 安全管理において重要なことは、法の規定や趣旨が実際の実務に的確に反映されていることです。それを担保するため、市内部に個人情報管理責任者を設置すべきであることを提言しています。 あわせて、京都市が定めている「京都市情報セキュリティ対策基準」に基づき、ひとりひとりの職員が、遵守すべき行為及び判断の基準を、業務遂行時に的確に実行しているかについて、審議会は、個人情報保護の運用状況の報告を求めます。
<p>論点2 漏えい等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の漏えいがあった場合に管理義務を再徹底する意味でも、本人に通知することを条例上位位置付けて置くことは意味があると思う。 個人情報漏えいした際は、国が定めるものでなくても、本人に通知することは当然である。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報漏えいした場合には、早急に本人が知り得る立場となる仕組みが本人の権利利益を保護するために重要です。
● 項目4 個人情報の開示請求	
<p>論点1 代理人による請求手続、開示の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 任意代理人からの請求は、委任状の偽装等が考えられるため、真正な代理権の授与の確認は厳格にしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 任意代理人による請求については、請求者の請求手続を容易にする一方で、その代理が偽りであった場合には個人の権利利益を侵害するおそれがあるため、本人への連絡による請求の意思確認を行うなど、慎重な実施が求められます。
<p>論点2 開示決定期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 開示請求に対する決定の期間を、今のままの14日間で維持することに賛成です。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の開示請求があってから、市で開示、不開示の決定を行うまでの期間が開示決定期間です。改正法では、開示決定期間は、30日を上限として条例でこれを短縮することができます。 市民の利便性確保の観点で短縮された開示決定期間を取ることは望ましく、また、京都市では現行の14日以内がすでに定着しており、事務上の支障が大きいものではありません。よって、14日以内を維持することを提言します。
<p>論点3 開示請求に係る手数料</p> <ul style="list-style-type: none"> 京都市の財政は厳しく、開示請求に係る手数料は徴収すべきである。 開示請求の手数料については、請求目的に応じた応分負担も検討すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の開示は、市に提出した自らの情報を閲覧、確認し、市民の権利を保障する制度であることから、人件費も含んだ特定人に対する役務提供見合いである「手数料」にそぐわないところがあると考えています。 なお、開示請求において、写しの交付を希望された場合には、その作成に要する費用（文書のコピー代金や電子記録媒体の費用などの実費）を、実際に交付する文書の量や記録媒体に応じて、請求者に御負担いただくことが適切と考えています。
<p>論点4 不開示情報の範囲 (意見提出なし)</p>	<p>—</p>

主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
● 項目5 訂正及び利用停止請求	
<p>論点1 開示請求前置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求前置の制度とすることは賛成です。 ・ 訂正請求において、開示決定等の前置手続を求めない方が良い。他の方法により訂正を求める個人情報特定されている場合もあり、その時であっても、開示請求を求めることは形式的過ぎるほか、開示請求が拒否された場合、訂正請求等が不可能になることは不合理である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求等の前置については、訂正請求の対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、制度を安定運用するためのものです。 ・ 開示請求等の前置を設けることで、仮に請求者が現在の市が保有する個人情報とは異なる古い資料を保有していた場合でも、現状の正しい情報の確認に繋がります。最新情報の確認から始めることが、円滑な訂正手続にとって重要と考えます。 ・ 開示請求が所定の手続に則して行われれば開示は実施されるものであり、却下される場合は、開示請求書の補正がなされなかった等、請求人の協力が得られなかったという例外的なケースであって、開示請求前置の採用は、訂正請求を阻害するものではありません。
● 項目6 個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録	
<p>論点1 個人情報ファイル簿、個人情報取扱事務目録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報ファイル簿に目的外の提供先と利用目的を明記することは良い取り組みである。 ・ 1,000人未満の個人情報ファイル簿も整備すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の目的外利用・提供において、その利用目的と提供先を個人情報ファイル簿で公表し、透明性を確保することを提言しています。 ・ 1,000人未満のファイルについては、個人情報ファイル簿とは別の形式で、京都市が取り扱う個人情報を網羅的に把握した一覧を公表することを提言しています。 ・ 一覧での公表をすることで、市民が自らの情報を容易に把握できる仕組みを構築することが重要です。
● 項目7 行政機関等匿名加工情報提供制度	
<p>論点1 行政機関等匿名加工情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関等匿名加工情報提供制度には賛成。 ・ 行政が持つ様々なデータを民間に提供し、社会に役立てるべきだと思う。 ・ 審査体制、加工水準や安全管理措置の確保などの確実な運用を望むとともに、運用状況の公表や成果を発信することも、大事ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政機関等匿名加工情報は、特定個人を識別できないように加工し、復元できないようにされた情報であるため、安心・安全なデータの利活用が可能になります。よって国の規則で定める基準に従って加工する技術の確保と情報の適切な管理が非常に重要になります。 ・ 行政機関等匿名加工情報の提供の有無は、個人情報ファイル簿に記載され公表されるとともに、その募集提案等の状況は、審議会への報告を求め、公開資料となります。

主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
● 項目 8 審議会の役割	
<p>論点 1 審議会の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報保護委員会だけで、地方公共団体の個人情報保護制度の適切な運用体制を確保できるとは思えない。引き続き、審議会が第三者機関としての役割を發揮する必要がある。 ・ 個人情報の適正な取扱いを確保するための役割を審議会に担わせることに賛成である。 ・ 個人情報保護委員会があるため、審議会は不要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の審議会の関与は、大きく次の二つに分かれます。 <ul style="list-style-type: none"> ①保護制度運営に関する重要事項等について、諮問に応じ、調査、審議すること ②個人情報の保護に関する個別事項について意見を述べること <p>（個別事項とは、本人外収集、センシティブ情報の収集、目的外利用・提供、電算機処理等）</p> <p>改正法の下では、①については引き続き重要な役割を担いますが、②については改正法の全国共通ルールの設定という趣旨から、関与する件数は減少していくと思われます。</p> <p>現行制度では、条例で示された上記の個別事項の類型に該当すれば審議会に意見聴取することが要件となっていました。新制度では、例えば、国のガイドラインが想定していない特別なケースなどについての運用上の留意点について意見聴取を行ったうえで、その意見を参考に実施機関が判断を行うことが考えられます。</p> <p>改正法が否定している「個別事案の適否の判断について審議会への諮問」には当たらない形で、審議会はその役割を担っていきます。</p>

3 運用事項について

主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
<p>死者に関する情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> 死者に関する情報の取扱いはどのようになるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度以降の死者に関する情報の取扱いは、「当該情報が同時に遺族等の生存する個人に関する情報であって、当該生存する個人を識別することができる場合に限り、当該生存する個人にとって『自己を本人とする保有個人情報』に該当し、当該生存する個人による開示請求の対象となる」と国から示されており、京都市でもこの考えを基本とすることが望ましいと考えています。
<p>新条例の適用対象</p> <ul style="list-style-type: none"> 新条例の適用対象について、地方独立行政法人については適用対象となるのでしょうか。議会だけでなく、地方独立行政法人についても共通の部分は同じルールが良いと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 京都市がその設立に関与している3つの地方独立行政法人（市立病院、市立芸術大学、産業技術研究所）については、京都市と一体性を持って事務を行う組織であるため、新条例の実施機関に位置づけられるべきです。
<p>目的外利用・提供の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的外利用・提供に係る「相当の理由」や「特別の理由」については、適正に判断する必要がある。ガイドライン等による考え方を実施機関の担当職員にしっかり周知することや、実施機関が制度所管部局に協議することなどにより、運用の実効性を高める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 適切な法執行のために、個人情報保護委員会が示した考え方を、運用マニュアル等で京都市が職員間でしっかりと共有していくことが必要であると考えます。
<p>委託等に伴う措置・従事者の義務</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人情報に限らず、近年問題になるのは制度や条例そのものではなく、運用に当たっての担当部局、担当者、関係者のモラル、セキュリティの考え方ではないか。 尼崎市では、個人情報が入ったUSBメモリの紛失が発生し、テレビ、新聞等で大きく取り上げられた。改正法、新条例の下で、安全管理どのように行われるのか、気になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報に関わる業務を委託により行う時は、改正法、新条例の規定だけで実務が円滑に進んでいくものではなく、契約等で具体的に適正な事務のあり方を取り決めることが重要です。委託事業者との契約書の記載を充実させることを提言します。 他都市の事例を他山の石として、新たな制度の下では情報セキュリティ対策をはじめとした一層の安全管理措置に対する厳正な職員意識の徹底が必要と考えています。
<p>オンラインによる請求・開示手続</p> <ul style="list-style-type: none"> 開示請求手続の電子化を早く進めてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 電子申請による個人情報の開示請求については、市民の権利確保の手段がより充実するという観点で整備されることが望ましいものです。しかし、個人情報を厳正に守るという観点からは、本人確認を厳格に行う必要があるという問題点も含まれています。京都市には利便性の確保と権利の保護という両方の視点で、慎重な検討を求めます。

主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
<p>訂正請求における事実を証する資料の添付</p> <ul style="list-style-type: none"> 訂正請求時に、事実と合致することを証する資料の添付を求めることは、市民に過度な負担を課すことになると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 事実を証する資料の添付を求めることは、正しい訂正事務を速やかに進めるためのもので、請求者の利益に繋がるものです。なお、事実を証する資料の提出は義務ではありません。
<p>行政機関等匿名加工情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 匿名加工情報制度は、市民へのわかりやすい説明と適切に制度を運用することが京都市の責任である。 匿名加工情報は積極的に活用してもらいたい。特に学術目的での活用は推奨してもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 審議会としても、行政機関等匿名加工情報を適正に運用していくことは、個人情報の保護と利活用のバランスの点で重要な事項と捉えています。匿名加工情報の提供では、具体的な審査体制の構築等、運用面での規定整備が自治体に委ねられており、京都市には適正な仕組みづくりを求めてまいります。 審議会では、京都市の特性をいかし、学術研究機関での利用がなされることが重要であると提言します。